

＜特色ある規定＞他市の規定

<p>帯広市 帯広市まちづくり条例 H19. 4. 1</p>	<p>(市長の責務) 第5条 2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。</p>
<p>稚内市 自治基本条例 H19. 4. 1</p>	<p>第9章 子育て平和運動の推進 (子育て平和運動の推進) 第30条 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、連携して子どもの安全の確保と教育の充実に努め、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、市民ぐるみの子育てを推進します。 2 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、平和を願う心を守り育てるため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めます。 第10章 国際交流の推進 (国際交流の推進) 第31条 市は、世界平和と地域の発展に貢献するため、サハリン州をはじめとする海外の自治体や団体などとの経済、教育、文化などの多様な分野での交流の推進に努めます。 第11章 安全安心なまちづくり (防犯と交通安全の推進) 第32条 市は、学校、地域、家庭とその関係する機関が連携し、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全運動の推進に努めます。 (医療と福祉の充実) 第34条 市は、市民の健康と安心な生活を守るために、医療と福祉の充実に努めます。 第12章 自然環境との共生 (自然環境を活かしたまちづくり) 第35条 市民と市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、人と自然との共生を基本として、本市の豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。 2 市民と市は、環境にやさしいエネルギーの活用に努めます。</p>
<p>ニセコ町 まちづくり基本条例 H13. 4. 1</p>	<p>第12章 連携 (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p>

<p>大和市 自治基本条 例 H17.4.1</p>	<p>第7章 厚木基地 (厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。</p>
<p>函館市 自治基本条 例 H23.4.1</p>	<p>(原案より) (互いに支え合う福祉のまちづくり) 第10条 市民および市は、市民が互いに支え合い、安心して生活するとともに、広く社会活動に参加できるまちづくりに努めます。 (子どもの健全育成) 第11条 市民および市は、安心して子どもを生み、心身ともに健やかに育てることができるよう、協力して子育ての支援の充実に努めるとともに、家庭、学校および地域が連携することができる環境を整え、子どもの教育の充実と安全の確保に努めます。 (青函交流) 第35条 本市は、青森市との友好関係を維持し、相互の発展に努めるとともに、新たな経済文化圏の形成を目指し、青函圏域における広い分野での交流に努めます。</p>
<p>川崎市 自治基本条 例 H17.4.1</p>	<p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等 第1節 市民 (市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p>
<p>奥州市 自治基本条 例 H21.10.1</p>	<p>(各主体の責務) 第14条 各主体は、第8条に規定する子どもの権利を尊重し、それを保障するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとする。 2 各主体は、本市の固有の地域資源(有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。)を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとする。</p>